単独型短期入所生活介護事業所　運営規程

社会福祉法人　盡誠会
単独型短期入所生活介護事業所　水郷荘

（事業の目的）

第1条　社会福祉法人盡誠会が、設置経営する単独型短期入所生活介護の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下、「従業者」という。）が、要介護状態と認定された利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（基本方針）

第2条　利用者が可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じた自立生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の健康への回復と維持並びに利用者家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

（運営方針）

第3条　本事業所において提供する短期入所生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2、利用者の人格と人権を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別の短期入所生活介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

3、利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明をする。

4、適切な介護技術をもってサービスを提供する。

5、常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

6、居宅サービス計画に沿った短期入所生活介護を提供する。

（事業所名）

第4条　本事業を行う事業所の名称は、次のとおりとする。

名称　　単独型短期入所生活介護事業所　水郷荘　　（以下「事業所」という）

（事業所の所在地）

第5条　本事業を行う事業所の所在地は、次のとおりとする。

所在地　　茨城県稲敷市光葉２－８１

（職員の職種・員数・及び職務内容）

第6条　事業所の勤務する職種・員数・及び職務内容は次のとおりとする。

1、管理者　（兼務）　1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2、医師　（兼務）　1名

医師は、利用者の体調管理及び治療上の指導を行う。

3、生活相談員　（専従）　1名以上

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業所等、他の機関との連携において必要な役割を果たす。

4、介護職員・看護職員　（兼務）　6名以上・1名以上

介護職員と看護職員は、短期入所生活介護の提供にあたり利用者の心身状況等を的確に把握し、利用者に対して適切な介護を行う。

5、機能訓練指導員　（兼務）　1名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善、又はその機能低下を防止するために必要な訓練を行う。

6、栄養士　（兼務）　1名以上

管理栄養士は、個別に利用者の栄養状態に着目し、低栄養状態の利用者に対し、解決すべき課題の把握を行い、栄養ケア計画の作成（栄養補給・栄養食事相談・他職種・協動による栄養ケア）を行う。

栄養士は、利用者の食事について栄養並びに身体の状況及び嗜好にあった食事を考慮し、適切な時間に提供する。利用者の使用する食器、その他の設備又は飲料水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じる。

7、調理員　（兼務）　2名以上

調理員は、利用者の身体の状況及び嗜好を考慮し、適切な食事の提供を行う。

（営業日及び営業時間）

第7条　本事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1、営業日　年中無休

2、受付時間　午前8時より午後5時までとする。

ただし利用者からの希望があり、それに対応可能な場合はこの限りではない。

（利用定員）

第8条　本事業所のサービスを提供する一日の定員は、20名とする。　ただし、災害そのほかやむ得ない事情がある場合は、この限りではない。

（短期入所生活介護の内容）

第9条　単独型短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

介護にあたっては利用者の心身の状態に応じて必要な介護を行う。また、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行う。

1、入浴介護：利用期間に利用者の意向を確認しながら入浴、または清拭を行う。

2、排泄介護：排泄の準備・排泄誘導介護・おむつ交換・排泄後の後始末を行う。

3、食事サービス：食事の調理・準備・摂取介護・後始末などを行う。

4、健康管理：利用者の健康状態に常に注意し、健康の保持に努める。

5、機能訓練サービス：利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための生活訓練、並びに心身活性化を図るために機能回復訓練、行事、趣味活動などの各種サービスを提供する。

6、送迎サービス：障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については、専用車両により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動介助を行う。

7、相談、助言：利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。日常生活動作に関する訓練の相談、助言、福祉用具の利用法の相談、助言その他の必要な相談、助言を行う。

（短期入所生活介護サービスの利用にあたっての留意事項）

第10条 次に該当する場合には、本事業所のサービス利用を認めない。

・定員に空きがない場合

・伝染性疾患を有し、他の利用者に感染させる恐れがある場合

・団体生活に、著しく障害をきたす場合

2、利用者は次にあげる事項を守らなければならない。

・宗教や習慣の相違等で他人を排撃することや自己の利益のために他人の自由を侵すことをしてはならない。

・喧嘩、口論、その他、他人の迷惑になる行為をしてはならない。

・指定した場所以外で火気の使用、又は自炊をしてはならない。

・水郷荘の秩序、風紀を乱し、又は安全、衛生状態を害することをしてはならない。

・無断で備品の位置を変更することや、損害を与えるような行いをしてはならない。

3、次に該当する場合には施設退所とする。

・利用者の退所の意思が確認でき、退所後の生活に支障がない場合

・無断で退所し、帰荘の見込みがない場合。

・死亡した場合。

・集団生活に著しい支障を生じた場合。

（短期入所生活介護の計画の作成等）

第11条 短期入所生活介護の提供を開始する際には、利用者の心身状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に短期入所生活介護計画を作成する。また、居宅サービス計画の内容に沿った短期入所生活介護計画を作成する。

2、短期入所生活介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対して当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3、利用者に対して、短期入所生活介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

（短期入所生活介護の利用料）

第12条 本事業所が提供する短期入所生活介護を利用した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その１割又は、２割、３割の額とする。

（※厚生大臣が定める基準（介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に掲示する。）

ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

（１） 次条に定める通常の事業の実施地域稲敷市以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

送迎距離片道　　介護保険の送迎加算に加え市外１㎞ごとに20円

（２）食費・居室代　　利用料金表の記載通りとする。

（３）美容代　　重要事項説明書の記載通りとする。

2、前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を掲示し、当該サービスの内容及び費用を説明したうえで、利用者の同意を得る。

3、利用料金の支払いは、現金又は銀行口座振込・口座引落しにより、指定期日までに受ける。

（通常の事業実施地域）

第13条 通常の事業実施地域は、稲敷市全域とする。

（サービス提供記録の記載）

第14条 単独型短期入所生活介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該短期入所生活介護について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

（個人情報の保護）

第15条 本事業所の従業員は、業務上知り得た利用者又は、その家族の情報を保持することを厳守しなければならない。

2、従業者であった者が、業務上知り得た利用者、又はその家族の情報保持を厳守するよう、必要な措置を講じなければならない。

3、本事業所は、個人情報に係る規程を公表するものとする。

4、本事業所は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合、利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表しなければならない。

（苦情処理）

第16条 提供した短期入所生活介護に関する利用者から苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置・担当者の配置・事業関係の調査の実施・改善措置・利用者・家族に対する説明・記録の整備・その他の必要な措置を講じるものとする。事業所は、短期入所生活介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2、事業所は、提供した短期入所生活介護の提供に関し、介護保険法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3、事業所は、提供した短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（記録の整備）

第17条 事業者は従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2、事業者は、利用者に対するサービス提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

（事業継続計画の策定等）

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する単独型短期入所生活介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2、事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び、訓練を（年１回以上）実施する。

3、事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（衛生管理及び感染症対策）

第19条 本事業所は、利用者と施設の衛生管理に努めるとともに、感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じる。

2、事業所は、感染症の予防又はまん延防止のための対策を検討、感染発生時の業務を継続していく為の委員会を設置し、おおむね６か月に１回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。（感染状況でテレビ電話等を活用して行うことができるものとする）

3、事業所における感染症の予防又は、まん延防止のための指針を整備する。
（指針は、平時の対策・発生時の対策・発生時の連絡体制・発生時の業務内容人員配置・備品の管理などを決める）

4、事業所は、従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を年１回以上実施する。

（非常災害対策）

第20条 事業所は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。

2、非常災害その他緊急の事態に備えて防災及び避難訓練に関する計画を作成する。災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年６回以上避難、その他必要な訓練等を実施する。

3、事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に務める。

（緊急時の対応）

第21条 事業所は、利用者の病状の急変が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び、各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じる。

（事故発生時の対応と損害賠償）

第22条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び、利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止策に努めその対応について協議する。

2、事業所は、利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにする。ただし、事業所及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合には、この限りではない。

3　事業者は、事故防止に関する担当責任者のもと、必要な研修の実施と事故防止に努める。

（虐待の防止）

第23条 事業所は虐待の発生又は、発生を防止するため次の措置を講ずるものとする。

1、虐待の防止のための対策を検討する。虐待防止検討委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

2、虐待防止のため以下の事項を含む指針を整備する。

・事業所における虐待防止に関する基本的考え方
・虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項
・虐待防止のための職員研修に関する基本指針
・虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本指針
・虐待等が発生した場合の相談、報告体制に関する事項
・青年後見制度の利用支援に関する事項
・虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
・その他虐待防止の推進のために必要な事項が求められる。

3、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。（年２回以上）

4、新規採用職員に対し、研修を実施する。

5、上記の措置を適切に実施するための担当責任者を置く。

（身体拘束）

第24条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

1、身体拘束防止のための指針を整備する。

2、従業者に対し、身体拘束防止のための研修を定期的に実施する。（年２回以上）

3、新規採用職員に対し、研修を実施する。

4、上記の措置を適切に実施するための担当責任者を置く。

（職場におけるハラスメント）

第25条 事業者は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための指針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（従業者の質の確保と服務規程）

第26条 事業者は、従業者の資質向上を図るためにその研修の機会を確保するものとする。

事業者は、利用者に対する介護に直接関わる従業者（看護師・准看護師・介護福祉士・介護支援専門員・介護福祉法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者、その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

２、従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念するものとする。又、服務に当たっては、常に以下の事項に留意するものとする。

・利用者に対しては、人権を尊重し自律支援を旨とし、責任を持って接遇する。
・常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
・お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

（地域との連携）

第27条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（掲示）

第28条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料、その他サービスの選択に資する重要事項を掲示するものとする。

（その他）

第29条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則　　この規程は、令和　２年　１月　１日から施行する。
　　この規程は、令和　３年　10月　１日から施行する。
　　この規程は、令和　６年　　８月　１日から施行する。